

地びき網漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 12 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項 16 号に規定する地びき網漁業（以下「本漁業」という。）の許可に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

(条件)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条に規定する条件は別表 2 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、許可を受けた日から 3 年間とする。

(資源管理の状況等の報告)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 7 第 1 項の例により提出するものとする。

(許可の申請等)

第 7 許可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 48 条及

び規則第 17 条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条及び規則第 18 条の規定による廃止等の届出及び、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項の規定による休業又は規則第 19 条第 2 項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条の規定による許可証の書換え交付（規則第 27 条）及び許可証の再交付（規則第 28 条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針（平成 6 年 2 月 1 日施行）の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成 16 年 1 月 26 日一部改正。
- 5 平成 22 年 3 月 12 日一部改正。ただし、改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 令和 3 年 2 月 15 日一部改正。
- 7 令和 8 年 9 月 25 日一部改正。

別表 1

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者 の資格	許可をす べき漁業 者の数
	水産動 植物の 種類	漁具の 種類そ 他の漁 業の方 法						
地びき 網漁業	チカ、ウ ミタナ ゴ等	地びき 網	第一 種共 同漁 業権 の免 許区 域内 の海 域	3月 1日 から 8月 31 日ま で	—	—	岩手県 内に 住所を 有し、 操業区 域に係 る第一 種共同 漁業権 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者	定めなし

別表 2

漁業 種類	条件
地び き網 漁業	アとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。 イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。